

第3期データヘルス計画 中間評価

2026/08/13

令和8年度は、計画全体の評価と個別保健事業の評価を行い、中間評価とする。
「特定健診」「特定保健指導」「重症化予防」など、主な事業はそのまま継続する。
その他の事業は、この評価を行うことで見直しを行う場合もある。
評価指標は原則見直さない。新たな指標を設定する可能性はある。
目標値も原則見直さない。達成困難な指標や明らかに不適切な目標値は、この機会に見直す。
それらを積み重ねて、奈良県の中間評価様式に落とし込む。

奈良県中間評価の様式(イメージ)

表紙	目次	中間評価について																																																																	
第3期 三宅町データヘルス計画 中間評価 令和9年3月 三宅町	目次 <table border="1"><tr><td>第1章 データヘルス計画の中間評価にあたって</td><td>3</td></tr><tr><td>1. データヘルス計画の中間評価の目的</td><td>3</td></tr><tr><td>2. 計画の期間・評価の時期</td><td>3</td></tr><tr><td>3. 中間評価の実施体制</td><td>4</td></tr><tr><td>第2章 計画全体の中間評価</td><td>4</td></tr><tr><td>1. 計画全体の評価と目的</td><td>4</td></tr><tr><td>①評価について</td><td>4</td></tr><tr><td>②計画全体の目的</td><td>5</td></tr><tr><td>③評価指標と目標値</td><td>5</td></tr><tr><td>第3章 個別保健事業 中間評価</td><td>6</td></tr><tr><td>1. 特定健康診査事業</td><td>6</td></tr><tr><td>2. 未受診者受診勧奨事業</td><td>8</td></tr><tr><td>3. 40歳未満の健康診査</td><td>10</td></tr><tr><td>4. 特定保健指導事業</td><td>13</td></tr><tr><td>5. 糖尿病性腎症重症化予防事業</td><td>16</td></tr><tr><td>6. 医療機関受診勧奨事業(レッドカード事業)</td><td>18</td></tr><tr><td>7. 生活習慣病予防教育事業</td><td>20</td></tr><tr><td>8. 適正受診・適正服薬促進</td><td>22</td></tr><tr><td>9. 後発医薬品促進</td><td>24</td></tr><tr><td>10. がん検診等の受診勧奨事業</td><td>26</td></tr><tr><td>11. 歯周疾患検診事業</td><td>29</td></tr><tr><td>12. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</td><td>31</td></tr></table>	第1章 データヘルス計画の中間評価にあたって	3	1. データヘルス計画の中間評価の目的	3	2. 計画の期間・評価の時期	3	3. 中間評価の実施体制	4	第2章 計画全体の中間評価	4	1. 計画全体の評価と目的	4	①評価について	4	②計画全体の目的	5	③評価指標と目標値	5	第3章 個別保健事業 中間評価	6	1. 特定健康診査事業	6	2. 未受診者受診勧奨事業	8	3. 40歳未満の健康診査	10	4. 特定保健指導事業	13	5. 糖尿病性腎症重症化予防事業	16	6. 医療機関受診勧奨事業(レッドカード事業)	18	7. 生活習慣病予防教育事業	20	8. 適正受診・適正服薬促進	22	9. 後発医薬品促進	24	10. がん検診等の受診勧奨事業	26	11. 歯周疾患検診事業	29	12. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	31	第1章 データヘルス計画の中間評価について 1. データヘルス計画の中間評価の目的 平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、データヘルス計画が国民の健康寿命の延伸のための予防・健康づくりに資する新たな仕組みとして掲げられ、「全ての健康組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画としてデータヘルス計画の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村が同様の取組を行うことを推進する」とされました。 それを踏まえ、平成26年3月に「国民健康保険法」に基づく保健事業の実施等に関する指針が改正され、国民健康保険者においても、データヘルス計画を策定し、保健事業の実施及び評価を行うこととされたものです。 三宅町においても、令和6年(2024)年度から令和11年(2029)年度までの6年計画として第3期データヘルス計画を策定しました。 計画の中間年度にあたり、事業全体の評価を実施し、最終的な事業や計画の目的目標達成に向けた体制を検討することとします。 2. 計画の期間・評価の時期 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>第3期データヘルス計画</td><td></td><td></td><td>中間評価</td><td></td><td></td><td>最終評価</td></tr><tr><td>第4期特定健康診査実施計画</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	第3期データヘルス計画			中間評価			最終評価	第4期特定健康診査実施計画						
第1章 データヘルス計画の中間評価にあたって	3																																																																		
1. データヘルス計画の中間評価の目的	3																																																																		
2. 計画の期間・評価の時期	3																																																																		
3. 中間評価の実施体制	4																																																																		
第2章 計画全体の中間評価	4																																																																		
1. 計画全体の評価と目的	4																																																																		
①評価について	4																																																																		
②計画全体の目的	5																																																																		
③評価指標と目標値	5																																																																		
第3章 個別保健事業 中間評価	6																																																																		
1. 特定健康診査事業	6																																																																		
2. 未受診者受診勧奨事業	8																																																																		
3. 40歳未満の健康診査	10																																																																		
4. 特定保健指導事業	13																																																																		
5. 糖尿病性腎症重症化予防事業	16																																																																		
6. 医療機関受診勧奨事業(レッドカード事業)	18																																																																		
7. 生活習慣病予防教育事業	20																																																																		
8. 適正受診・適正服薬促進	22																																																																		
9. 後発医薬品促進	24																																																																		
10. がん検診等の受診勧奨事業	26																																																																		
11. 歯周疾患検診事業	29																																																																		
12. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	31																																																																		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																																													
第3期データヘルス計画			中間評価			最終評価																																																													
第4期特定健康診査実施計画																																																																			

評価のながれ

- 事業整理 ▶ 事業・取り組みの内容把握と整理
- 指標収集 ▶ 指標のデータ収集と考察
- 成果判断 ▶ 事業・取り組みの成否判断
- 要因検討 ▶ 成功・失敗要因検討
- 見直し検討 ▶ 見直し・課題解決案の検討

個別保健事業中間評価 評価と見直し(抜粋)

(各数値は令和8年5月末現在)

特定健康診査事業

評価	指標	指標の変化			最終目標	評価
		策定時	R6	R7		
アウトカム	特定健康診査受診率	44.1%	43.8%	43.2%	60%	C
アウトプット	受診勧奨実施率	100%	100%	100%	100%	A
プロセス・ストラクチャー指標	・対象者への通知は適切であったか。・健診機関との連携状況 ・人員配置					
事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない					

評価の まとめ	・R6から、受診意向アンケートはハガキからA4用紙に変更し、記入しやすい形式に変更したが、返信を求める方法が定着しており受診の動向は変わらなかった。 ・受診方法として個別より集団の希望が多く、これまで集団健診を受けやすい環境づくりに重点を置いてきたが、少しずつ個別健診の受診者が増加している。(R5:集団277人、個別210人、R6:集団270人、個別205人) ・受診勧奨の媒体を新たに作成する取組を実施してきたが、受診率向上につながっていない。 ・これまでの取り組みでは目標値の達成は難しい状況である。
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直しの検討 ・ 大幅な見直しの検討 ・ 継続要検討
見直し・ 改善の案	・R8から、年度当初の個別通知で受診意向アンケートはWeb申込を基本とすること、またWeb申込が難しい場合は持参や郵送にも対応できるようアンケート用紙も同封し、申込方法を柔軟に受け付ける環境とする。 ・R8から、年度当初の個別受診勧奨通知に受診券を同封し、個別健診希望者は速やかに受診行動に進むことができる環境づくりを行う。 ・R8から、特定健診とがん検診(胃がん・肺がん・大腸がん)の集団セット健診をこれまでの2回から1回増やし、年間3回実施する。 ・R8から、受診料金を500円から無料にすることで受診しやすい環境を提供する。 ・これらの取り組みにより、受診率向上を目指し、評価指標の変更は行わない。

未受診者受診勧奨事業

評 価	指 標	指標の変化			最終目標	評価
		策定時	R6	R7		
アウトカム	特定健康診査受診率	44.1%	43.8%	43.2%	60%	C
アウトプット	再勧奨実施率	100%	100%	100%	100%	A
プロセス・ストラクチャー指標	・対象者への通知は適切であったか。・健診機関との連携状況 ・人員配置					
事業全体の 評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない					
評価の まとめ	・秋の集団健診前にあわせて再勧奨を実施し、その際受診券も同封し個別健診希望者は期限までに受診するよう勧奨している。 ・国保共同事業に参加しても、受診意向を確認していない方に受診券を送ることができていないため、町独自事業も併行する必要があった。					
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直しの検討 ・ 大幅な見直しの検討 ・ 継続要検討					
見直し・ 改善の案	・R8から、年度当初の受診勧奨時に対象者全員に受診券を同封しており、未受診者勧奨としては、国保共同事業への参加のみとする。 ・再勧奨による受診者数を把握することで勧奨効果を把握し、次年度以降の事業につなげていく必要がある。(R5:8.0%、R6:7.9%、R7:8.4%) ・Webによる申込が芳しくない等の状況があれば更なる未受診者勧奨を検討する。					
見直し後の 変更点	【指標の新設】					
	アウトカム指標	設定時(R7)			最終目標	
	再勧奨による受診率	8.4%			15%	

40歳未満の健康診査

評 価	指 標	指標の変化			最終目標	評価
		策定時	R6	R7		
アウトカム	健康診査受診率	—	5.1%	4.4%	30%	E

アウトプット	健診案内実施率	—	100%	100%	100%	A
プロセス・ストラクチャー指標	・対象者への通知は適切であったか。・健診機関との連携状況・人員配置					
事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない					
評価のまとめ	・5月の受診勧奨送付時に、保健衛生課がR6に開始した若い世代を対象とした健康教育の受講勧奨を同封し、健康意識向上につながる機会を提供した。 ・20歳、30歳の対象者に、R6から対象者が拡大した歯周病検診の受診勧奨を同封し、健診とセットで受診を考えていただくよう促した。 ・R6の事業初年度に健診機関の診療時間が不規則となり、受診の利便性を提供できず、再勧奨のタイミングも逃した。 ・R7は、9月に再勧奨を実施し、数名の申込があった。 ・受診申込の際、受診のきっかけなど聴き取りを実施している。受診の機会がない、個人事業主、パート勤務で健診機会の提供がない、出産後など様々な理由があることがわかった。 ・若い世代の受診行動が正しく予測できず、過大な目標値となってしまった。					
継続等について	このまま継続・ <u>多少の見直しの検討</u> ・大幅な見直しの検討・継続要検討					
見直し・改善の案	・R8から健診機関に医師が着任されている。受診理由で、「仕事に従事しているが受診機会がない」との声も聞いているので、クリニックの診療時間を記載した通知を送り、受診しやすい環境になったことをPRしたい。 ・受診者に、保健衛生課が実施する健康教育の個別受講勧奨を検討する。 ・受診結果の通知票は特定健診と同じ書式を使用している。今後の特定健診につなげるため、結果説明をどのようにすべきか検討する。 ・R8から受診料金を500円から無料にすることで、受診しやすい環境を提供する。 ・これらの取り組みを行うことで受診率向上を目指し、評価指標の変更は行わない。					

特定保健指導事業

評価	指標	指標の変化			最終目標	評価
		策定時	R6	R7		
アウトカム	特定保健指導終了率	60.3%	58.8%	42.9%	45%	D
	利用者の腹囲2cm減少者割合	41.7%	未把握	未把握	20%	E
	利用者の体重2kg減少割合	20.8%	未把握	未把握	20%	E
	特定保健指導対象者減少率(平成20年度比)	25.0%	38.6%		25%	A
アウトプット	利用勧奨実施率	100%	100%	100%	100%	A
プロセス・ストラクチャー指標	・初回面接分割実施・勧奨方法、利用者満足度 ・人員体制、委託機関との連携・教材・指導記録					
事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった <u>C あまりうまくいかなかった</u> D まったくうまくいかなかった E わからない					
評価のまとめ	・集団健診当日に初回指導を実施することで、保健指導の対象者への導入機会になっている。 ・集団健診では、受診から結果通知や特定保健指導までの流れを説明する時間を設けているが、個別受診やドックにはその機会がない。個別受診者が増えている現状のなか、これらの対象者への説明や周知を充実させる必要があると考える。					
継続等について	このまま継続・ <u>多少の見直しの検討</u> ・大幅な見直しの検討・継続要検討					

見直し・改善の案	・休日健診を受診される方は平日の保健指導を受けることができない方も多いため、希望があれば、土曜日実施の対応も検討する。 ・受診勧奨の案内に「特定健診から特定保健指導のながれ」の説明を充実させる。 ・メタボリックシンドロームの減少効果が不明瞭で、評価が難しい。 ・平成20年度の特健康診査開始時より国保加入者が約40%減少している現状を受け、特定保健指導対象者の減少を適切に評価できる指標に変更する必要がある。		
見直し後の変更点	【指標の変更】特定保健指導対象者減少率(平成20年度比)		
	アウトカム指標	設定時(R6)	最終目標
	特定保健指導対象者減少率	28.1%	36.5%
	【指標の新設】		
	アウトカム指標	設定時(R6)	最終目標
	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	37.1%	48.0%
	【指標の削除】利用者の腹囲2cm減少者割合、利用者の体重2kg減少割合		

糖尿病性腎症重症化予防事業

評 価	指 標	指標の変化			最終目標	評価
		策定時	R6	R7		
アウトカム	新規人工透析患者数	0件	1件		減少	C
	指導完了者の HbA1c改善率	100%	100%		75%	E
	HbA1c8.0%以上の割合(令和4年度比)	1.6%	0.50%	0.7%	1.41%未満	A
アウトプット	保健指導完了率	100%			80%	E
プロセス・ストラクチャー指標	・勧奨方法 ・対象者の選定基準の明確化 ・利用者満足度 ・人員配置、医療機関連携 ・長期的フォロー体制					
事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない					
評価のまとめ	・対象者には個別に今の状況を把握しながら、利用の意向を確認している。 ・対象になっても、本人の拒否や、主治医の判断により利用に至らないケースもある。 ・R7は保健指導で2名は拒否、1名は参加の了承があったが、主治医により指導不要の返答があり繋がらなかった。また、治療中断者は2名対象抽出されたが、除外となったため、実績は0名である。 ・人工透析の新規患者数はR6に1件ある。R7はまだ把握できていない。					
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直しの検討 ・ 大幅な見直しの検討 ・ 継続要検討					
見直し・改善の案	・対象者が少なく、事業への参加までに至らないケースもあるため、年度による比較や事業評価が困難である。 ・評価指標として、指導完了率や指導完了者のHbA1c改善率を設定していたが、参加者がいない場合評価ができず、効果検証が難しい。					
見直し後の変更点	【最終目標値の変更】HbA1c8.0%以上の割合(令和4年度比)					
	アウトカム指標	設定時(R7)		最終目標		
	HbA1c8.0%以上の割合	0.77%		0.5%		
	【指標の変更】保健指導実施者の指導完了率					
	アウトプット指標	設定時(R7)		最終目標		
	保健指導参加者数	0人		3人		

生活習慣病予防教育事業

評 価	指 標	指標の変化			最終目標	評価
		策定時	R6	R7		
アウトカム	参加者満足度	—	85.7%	—	80%	E
アウトプット	出席率(栄養編)	—	96.9%	—	90%	E
	出席率(運動編)	—	96.9%	—	90%	E
プロセス・ストラクチャー指標	・受講勧奨方法の適正さ ・講座内容の見直し ・OB階の実施、フォローアップの機会 ・OB階の活動機会設定					
事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない					
評価のまとめ	・講座修了後、健康習慣の定着を図ることを目的にOB会を実施し、現状報告とともに継続へのきっかけづくりとした。 ・R7は申込がなく、講座は実施できなかったため、現在の状況で事業評価は難しい。					
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直しの検討 ・ 大幅な見直しの検討 ・ 継続要検討					
見直し・改善の案	・働き世代を対象とした事業を継続していくには、実施方法や実施時期など再検討が必要である。 ・講座内容について、若い世代が参加したいと思えるような内容を盛り込み、主催する保健衛生部門だけでなく幼稚園や小学校など関係機関にも周知を図る。 ・40歳未満健康診査の受診者に、個別に受講勧奨を行うことを検討する。 ・現在の評価指標では講座が未実施の場合、評価不可能となるため、未実施でも評価できる指標を設定する。					
見直し後の変更点	【指標の新設】 健康子ども課 確認事項					
	アウトプット指標	設定時(R7)			最終目標	

適正受診・適正服薬促進

評 価	指 標	指標の変化			最終目標	評価
		策定時	R6	R7		
アウトカム	重複処方発生割合	2.4%	2.5%	2.5%	減少	C
	9剤以上処方割合	2.9%	2.7%	2.9%	減少	A
アウトプット	注意喚起文書発送率	100%	66.7%	100%	100%	A
	電話実施率	0%	0%	0人	100%	E
プロセス・ストラクチャー指標	・国保連、薬剤師会関係者との相談 ・受診状況把握 ・お薬手帳の活用促進					
事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない					
評価のまとめ	・国保連から送られる対象者リストを確認し、通知や保健指導が必要なケースかどうか検討した。 ・対象者の年齢、疾患名や投薬内容から対象外としたケースもある。 ・一律に受診回数や処方薬数等で改善の必要性が決まるのではなく、医師の考えや本人の意向も尊重すべきときもある。					
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直しの検討 ・ 大幅な見直しの検討 ・ 継続要検討					
見直し・改善の案	・対象者が少なく検証が難しいが、対象者の受診状況確認の機会となっている。 ・今後も事業を継続し、評価指標の変更は行わない。					

後発医薬品促進

評 価	指 標	指標の変化			最終目標	評価
		策定時	R6	R7		
アウトカム	後発医薬品使用割合	76.3%	83.4%		80%	C
アウトプット	差額通知率	100%	100%	100%	100%	A
プロセス・ストラクチャー指標	・国保連、薬剤師会関係者との相談 ・受診状況把握					
事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない					
評価のまとめ	・通知は国保連からのみ発送している。 ・町からは、啓発として資格確認証更新の際にシールを発行している。 ・啓発物品は、健診結果説明会などの場で、参加者に配布できている。 ・後発医薬品について、広報やホームページを活用した啓発は継続する。 ・通知による効果検証は難しい。					
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直しの検討 ・ 大幅な見直しの検討 ・ 継続要検討					
見直し・改善の案	・今後も事業を継続し、評価指標の変更は行わない。					

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

評 価	指 標	指標の変化			最終目標	評価
		策定時	R6	R7		
アウトカム	参加者満足度	80%	84.3%	86.4%	80%	C
アウトプット	事業実施数	5か所	9か所	11か所	11か所	A
プロセス・ストラクチャー指標	・国保部門としての参加					
事業全体の評価	A うまくいった B ある程度うまくいった C あまりうまくいかなかった D まったくうまくいかなかった E わからない					
評価のまとめ	・R7は地域のなかで活動している大小様々なグループに広く案内を行い、訪問の希望があった9か所に加えて、町保健福祉施設や交流まちづくりセンターにおいても講座を実施することができた。 ・R7はグループの希望を尋ね、プログラムに違いをもたせて実施した。体操を希望しないグループには奈良県歯科衛生士会から派遣を受け、唾液検査や健康教育を取り入れた。 ・国保部門から1名がスタッフとして参加している。					
継続等について	このまま継続 ・ 多少の見直しの検討 ・ 大幅な見直しの検討 ・ 継続要検討					
見直し・改善の案	・グループによって日ごろの活動内容も異なり、運動機能や嚥下機能もばらつきがあることから、予めグループの状況や希望を確認しておき体操や試食内容を準備することが必要となる。 ・ポピュレーションアプローチも3年が経過し、企画内容の変更や更新が求められる時期になっている。 ・R7の歯科衛生士会のように、他機関との連携により、これまでと異なるアプローチができるのではないかな。 ・現在の評価指標ではハイリスクアプローチに対する評価ができないため、指標を設定する。					
見直し後の変更点	【指標の新設】					
	アウトプット指標	健康子ども課 確認事項 設定時(R7)			最終目標	

